平成３０年６月定例会会議録

平成３０年豊郷町議会６月定例会は、平成３０年６月５日豊郷町役場内に招集された。

１、当日の出席議員は次のとおり

１　番	中　島　政　幸
２　番	村　岸　善　一
３　番	高　橋　　　彰
４　番	前　田　広　幸
６　番	北　川　和　利
７　番	西　澤　博　一
８　番	鈴　木　勉　市
９　番	西　澤　清　正
１０　番	佐々木　康　雄
１１　番	河　合　　　勇
１２　番	今　村　恵美子

２、当日の欠席議員は次のとおり

な　　し

３、地方自治法第１２１条の規定に基づき提案理由の説明のために出席を求めたる者は次のとおり

町　　　　　長	伊　藤　定　勉
教　　育　　長	堤　　　清　司
総　務　課　長	北　川　貢　次
企画振興課長	清　水　純一郎
税　務　課　長	西　山　逸　範
保健福祉課長	岩　﨑　郁　子
医療保険課長	西　山　喜代史
住民生活課長	長谷川　勝　就
会計管理者	馬　場　貞　子
人権政策課長	小　川　光　治
地域整備課長	山　田　裕　樹
産業振興課長	山　田　篤　史

上下水道課長	森本智宏
教育次長	神辺　功
社会教育課長	岡村浩孝
社会教育課長	秋尾一義

４、当日の会議に職務のため出席した者は次のとおり

議会事務局長	山口昌和
書記	久保川　真由美

５、提案された議案は次のとおり

議第３０号	専決処分につき承認を求めることについて（豊郷町税条例の一部を改正する条例）
議第３１号	専決処分につき承認を求めることについて（豊郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
議第３２号	平成２９年度豊郷町一般会計繰越明許費繰越計算書について
議第３３号	豊郷町印鑑条例の一部を改正する条例案
議第３４号	豊郷町放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
議第３５号	豊郷町特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
議第３６号	豊郷スポーツ公園の設置および管理運営に関する条例の一部を改正する条例案
議第３７号	豊郷町使用料および加入金の徴収に関する条例の一部を改正する条例案
議第３８号	平成３０年度豊郷町一般会計補正予算（第１号）
議第３９号	平成３０年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）
議第４０号	平成３０年度豊郷町下水道事業特別会計補正予算（第１号）
議第４１号	平成３０年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算（第１号）
議第４２号	平成３０年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第１号）
議第４３号	平成３０年度豊郷町水道事業会計補正予算（第１号）
発議第１号	議員派遣の件

前田議長　豊郷町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は１１名で、会議開会定足数に達しております。よって第２回定例会は成立いたしました。

本日の会議を開きます。

（午前８時５５分）

最初に留意事項をご説明いたします。会議規則に基づき規則を遵守願います。お手元の携帯電話、スマホの電源をお切りになるか、あるいはマナーモードに切りかえていただきますようお願いいたします。また、会議中はみだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動を慎んでくださるようお願いいたします。なお、採決の際はみだりに離席をしないようお願いいたします。会議規則の規定を尊重し、円滑なる議会の運営にご協力のほど、お願いいたします。

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２７条の規定により、８番、鈴木勉市君、９番、西澤清正君を指名いたします。

日程第２、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から６月１８日までの１４日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

議　　員　異議なし。

前田議長　ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日より１８日までの１４日間と決しました。

日程第３、諸般の報告を行います。監査委員から、地方自治法第２３５条の２、第３項の規定により、平成３０年２月から４月分の現金出納検査結果ならびに定期監査報告が議会に提出されておりますから、ご了承願います。

次に、地方自治法第１２１条の第１項の規定により、本定例会の説明員として、お手元に配付の文書のとおり、あらかじめ出席を求めておきましたので、ご了承願います。

日程第４、諸般の報告として議長公務、一部事務組合議会報告を行います。議長公務としての報告事項ならびに一部事務組合議会の結果報告が提出されています。お手元に配付しているとおりですので、ご了承ください。

日程第５、諸般の報告として委員会報告を行います。議会広報常任委員会の報告を願います。

村岸議会広報常任委員会委員長、報告願います。

村岸議会広報

常任委員長　議長。

前田議長　村岸さん。

村岸議会広報
常任委員長　皆さん、おはようございます。それでは、議会広報常任委員会報告をいたします。

平成３０年３月２６日に、滋賀県町村議会議長会主催の第４１回町議会広報研修会に参加いたしました。広報紙の編集ポイントといたしまして、住民にわかりやすく情報訴求をするための紙面構成か、２、住民に読んでいただくための編集の工夫は、３、住民にわかりやすい紙面編集か、４、可読性のある文字組みか、5、見やすい紙面表現かをポイントに講演がありました。その後、第７２号のクリニックをしていただきました。このクリニックでいただいた指摘を、これからの広報編集に活かしていきたいと思います。

続きまして、平成３０年３月６日、定例会初日終了後に第１回目の広報委員会を開催し、第７３号の発行日や表紙の写真、構成、裏表紙等の役割分担を決め、また、今後の進め方等を決めました。

４月２日に第２回目の委員会を開催し、一般質問や議決の状況など、確認を行いました。

４月１２日に第３回目の委員会を開催し、記事のレイアウトや文字数等の確認を行いました。

４月１９日に第４回目の委員会を開催し、表紙の写真の確認、記事と写真の整合性、タイトルと文字のつながりや誤字脱字のチェックを行いました。

４月２５日に第５回目の委員会を開催し、ページごとに最終確認を行いました。今回、インタビューにご協力いただきました豊郷町スポーツ少年団野球部の監督さん、３名の女子部員の皆様には、ご協力いただきましてまことにありがとうございました。

以上で、議会広報常任委員会報告を終わります。

以上です。

前田議長　ご苦労さまでした。

これで、諸般の報告を終わります。

日程第６、議第３０号専決処分につき承認を求めることについて及び日程第７、議第３１号専決処分につき承認を求めることについてを一括議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長　議長。

前田議長　伊藤町長。

伊藤町長　皆さん、おはようございます。提案説明の前に一言御礼を申し上げます。

本日、平成３０年第２回豊郷町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆さん方には公私何かとご多用の中ご参集を賜り、心より厚く御礼申し上げます。また、皆様方には平素より本町の行政運営に対しまして、格別のご配慮を賜っておりますことに対しまして、重ねて厚く御礼申し上げます。

本定例会には、専決承認案件２件、報告案件１件、条例改正５件、平成３０年度豊郷町一般会計補正予算及び各特別会計補正予算５件及び平成３０年度豊郷町水道事業会計補正予算の計１４件を提案させていただいております。どうか慎重審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、議第３０号ならびに議第３１号の専決処分につき承認を求めることについて、一括してご説明申し上げます。

まず、議第３０号専決処分につき承認を求めることについて、ご説明申し上げます。今回の改正は、平成３０年３月３１日に公布されました地方税法の一部を改正する法律（平成３０年法律第３号）が４月１日から施行されることに伴い、豊郷町税条例の一部を改正したものであります。

主な改正内容といたしましては、本則第２０条、第３１条、第３６条の２、第２項及び第４項から第９項、第４７条の３、第４７条の５、第１項及び第３項、第４８条第５項から第９項、第５２条第１項及び第４項、第５３条の７、第５４条第７項ならびに附則第３条の２及び附則４条、附則１０条の３、第３項から１１項については関係条文の条ずれ及び文言の修正による改正でございます。また、第４８条第３項及び第４項については、法人の町民税の申告納付について法律改正にあわせて改正するものでございます。また、第５２条の第２項、３項、５項、６項の新設については、法人の町民税に係る納期限の延長の場合の延滞金についての改正でございます。また、附則１０条の３第１２項については法規定の新設に合わせて改正するものでございます。また、附則第１１条から第１３条までについては、土地に係る固定資産税の負担調整措置ならびに時点修正について、評価替え初年度の平成３０年度から平成３２年までの３年間、適用期限が延長されたことによる改正でございます。また、第１５条については、特別土地保有税の課税の特例について、適用期限が３年間延長する改正でございます。

次に、議第３１号専決処分につき承認を求めることについてご説明申し上げます。今回の改正は地方税法施行令の一部を改正する政令（平成３０年政令第１２５号）が平成３０年３月３１日に公布されましたことに伴い、豊郷町国

民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じましたことから改正するものでございます。

主な改正内容といたしましては、本則第２条、国民健康保険税の医療分の基礎課税額に係る課税限度額を、現行５４万円から５８万円に引き上げる改正でございます。また、第２３条では低所得者の国民健康保険税の軽減措置の対象を拡大するため、国民健康保険税の５割軽減及び２割軽減の対象となる世帯への軽減を拡充する所要の改正でございます。また、２４条の２については国民健康保険条例参考例の改正に合わせて改正するものでございます。いずれも平成３０年４月１日施行であることから、地方自治法第１７９条第１項の規定により専決処分しましたので、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

前田議長　これより質疑を行います。質疑は一括して行います。質疑はありませんか。

今村議員　はい。

前田議長　今村さん。

今村議員　それでは、議第３０号豊郷町税条例の一部を改正する条例の専決処分につきましては、これ、先の全員協議会のときに、宅地で１割のところが５％ほど上がるという説明がありました。それで、その上がる世帯の対象世帯数と、その引き上げになる金額は総金額で幾らぐらいで、その中で一番高く上がる世帯が幾らで、少ない世帯でどのくらいというのを、５％上がるというお話でしたが、それ、ちょっと説明をお願いしたいと思います。

続きまして議第３１号です。この専決処分で、第２条第２項ただし書き中５４万が５８万、課税限度額、上限額が引き上げられるということでありますが、この国保税の、これは医療分ですけれども、その上限、限度額の人の所得で、対象になる所得で一番少ない人は何万から、昨年の、２９年度確定申告の中で、所得何万の人がこの対象になるのか。それと、豊郷町でこの上限、限度額になる人は国保世帯のうちで何世帯あるのか。あと、７割、５割、２割軽減のところも若干変更があるんですけども、３０年度、今年度の国保世帯全体の中で、７割、５割、２割の合計世帯数は全体の中でどのくらいを占めているのか。去年の確定申告の事務は大体終わっていると思いますし、その人数、金額等の説明をお願いいたします。

税務課長　議長。

前田議長　西山税務課長。

税務課長　おはようございます。今村議員の質疑にお答えいたします。

３０号の専決議案に関して、宅地５％上昇するのが１割ということでして、課税人数が約６，０００人でございますので、１０％、約６００人でございます。

上がる金額でございますが、個々によって課税金額が違いますので、全体では申しわけない、ちょっと、今のところ資料を持っておりませんので、後で報告させていただきます。すいません。

それと３１号でございます。５４万円から５８万円に引き上げるということで、限度額ですが、２９年度試算数値からでございます。約１０世帯の方が4万円上昇するということで、税額でいきますと４万円の１０世帯ですので４０万円でございます。あと、軽減の……。

今村議員　質問が違う。その上限額の、５８万になる人の全体の世帯は幾らかというのと、５８万に、限度額になる一番少ない所得の人は幾らかって聞いたんですよ。

税務課長　すいません、一番少ない金額は５８万円でございます。

今村議員　それは課税金額でしょ、それになる、対象となる、２９年度の所得金額は幾らかって。５８万で一番低くなる最小の人たち。

税務課長　すいません。所得金額の方、申しわけない、資料を持っていませんので、それも後で報告させていただきます。あと、軽減の……。

今村議員　違う。５８万になる人の全部の世帯、世帯数は幾らかって聞いたでしょ。その５４万から５８万になるのは、全協のときに説明していただきましたでしょ。５８万になる、もうそこが限度額なので、その人たちの、５８万の世帯が国保世帯の中でどれだけあるのかというのと、後で資料で結構ですけど、金額との一番、５８万の限度額に達した人の一番少ない所得、２９年度確定申告の所得は幾らかっていうのを教えてくださいといってお願いした。それも後でいいです。

税務課長　すいません、ごめんなさい。軽減判定の5割世帯でございますが、１８０世帯でございます。2割軽減が１３９世帯、7割軽減が３３４世帯でございます。

以上です。

今村議員　全体の割合は、だから。それも聞いた。

税務課長　すいません、割合の方はちょっと、今は。

今村議員　調べてください。国保世帯の数はわかってはるはずやから。

税務課長　すいません。

以上です。

前田議長　ほかに質疑はありませんか。

議　　員　なし。

前田議長　ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

会議規則第３９条の規定により、議第３０号専決処分につき承認を求めるこ

とについて、及び議第３１号専決処分につき承認を求めることについてを総務産業建設常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

議　　員　異議なし。

前田議長　異議なしと認めます。よって議第３０号及び議第３１号を総務産業建設常任委員会に付託することに決しました。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

日程第８、議第３２号平成２９年度豊郷町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

町長より報告を求めます。

伊藤町長　議長。

前田議長　伊藤町長。

伊藤町長　議第３２号平成２９年度豊郷町一般会計繰越明許費繰越計算書についてご説明申し上げます。

地方自治法第２１３条第１項の規定により、平成２９年度豊郷町一般会計のうち、繰越計算書に記載の庁舎維持管理費１，３０９万５，０００円、原油高騰対策事業６８０万円、道路管理費７００万円、豊栄のさと駐車場拡張事業３，９７７万８，０００円を平成３０年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第１４６条第２項の規定によりご報告いたします。

前田議長　これで報告は終わりました。これより質疑を行います。質疑はありませんか。

鈴木議員　議長。

前田議長　鈴木さん。

鈴木議員　実は昨年度も同様の質問をいたしまして、この報告というのはどういう性格のものですかと、昨年の総務課長にお聞きをいたしました。そのときの回答が、単に前年度、今年でいえば平成２９年の繰越分を今年度に繰り越しましたと、報告だけですと、単にそれだけのことですという答弁がありました。

今、ちょっと確認をしたいんですが、町長の方から繰越計算書、豊栄のさと駐車場、今、町長３，９７７万８，０００円と提案されたと思うんですが、繰越明許計算書による翌年度繰り越しは２，５７７万８，０００円ですが、確認をしたいと思います。このことについて質疑をいたします。つまり、ということですから、３月の定例会ならびに臨時会でどのような繰越明許の補正がされていたのかといいますと、庁舎につきましては３月の定例会でこの予算金額が上げられておりまして、予算金額全額が、今町長がおっしゃったようにこれは繰り越しをされました。原因につきましては、３月の臨時会で補正が上げられまして、これも予算金額６８０万円がそのまま今年度に繰り越しをされています。

道路管理費は３月の定例会で上げられました７００万円の予算金額をそのまま提示されています。蛇足になりますが、担い手については３月の定例会で補正が上げられて、臨時会で全額削除されるという非常に理解しがたい予算執行がされていますが、この問題はまた後で取り上げます。

豊栄のさとにつきましては、予算金額が、先ほど町長は３，９７７万８，０００円とおっしゃったんですが、繰り越しされたのは２，５７７万８，０００円です。この２，５７７万８，０００円について質疑をいたします。

まずは、今言いましたほかの３つの繰り越しは、予算金額そのまま３０年度に繰り越されているんですが、駐車場につきましては２，５７７万８，０００円だけ繰り越しをされていますので、まず、この差額が何かという説明をお願いいたします。

それから２つ目は、この２，５７７万８，０００円の、これが何の部分なのか。事業費になるのか、ちょっとこの２，５７７万円の中身の説明をお願いいたします。

３点目には、豊栄のさと駐車場は何度も契約変更がされていまして、最終の工事完了が、契約では４月の２０日で、工事完了が４月１７日となっていますから、この繰り越された２，５７７万８，０００円はその部分だと推測はできるわけですが、工事完了が４月１７日であれば、完了検査をされた日がいつなのか、それから４月１７日が工事完了ですから支払いが終わっているのではないかと思うんですが、支払いが既にされているのかどうか、それから最後に、予算金額は３，９７７万８，０００円なんですが、先ほど配られました議会だよりの追跡の中で記しておりますが、変更請負金額は３，９１７万７，５２０円でありまして、この予算金額３，９７７万８，０００円とは約６０万円の乖離がありますが、この金額が何なのか、当時の社会教育課長、もしくは教育長に答弁を求めます。

伊藤町長　議長。

前田議長　伊藤町長。

伊藤町長　先ほど、私が繰越明許費の中で、豊栄のさと駐車場拡張事業費３，９７７万８，０００円を３０年度に繰り越すということを述べましたが、ちょっと私の確認不足と、ちょっと申しわけないです。２，５７７万８，０００円ということで、ここで謹んで訂正させていただきますので、よろしくお願いいたします。

鈴木議員　当時の社会教育課長か教育長の答弁を、どなたか。

教 育 長　はい。

前田議長　堤教育長。

教 育 長　ただいまの鈴木議員の質疑についてお答え申し上げます。

まずこの、差額の方はもうよろしいでしょうか、どうでしょうか。差額について。

鈴木議員　いや、もう質問言いましたでしょ。

教 育 長　まず、１点目の３，９７７万８，０００円に対する２，５７７万８，０００円の差額ですけども、これは丸橋建設さんの方に、最初の手付金ということで１，４００万円払わせていただいた部分でございます。

２点目の中身の説明でありますが、工事の方と、あと監理設計がここに含まれておりますので、その部分の合算ということでご理解いただければと。

鈴木議員　だから幾らかと聞いてる。

教 育 長　すいません。設計の方は５８万円でございます。そして工事費の方は2，５１９万7，５２０円でやっております。そして３点目の、工事完了がご指摘のように4月１７日に完了しております。その日に完了検査を行いました。そして、支払いが既に終わっておるのかということですけど、４月１９日の日に支払いをさせていただきました。そして４番目の、さっきの６０万円の乖離があるというご指摘ですけど、先ほどの設計監理がそこに含まれているということでご理解いただければと思います。

以上です。

鈴木議員　議長。

前田議長　鈴木さん。

鈴木議員　４月１７日に工事が完了して、同じ日に完了検査したんですか。今の答弁はそうですよね。完了検査したのが、どなたとどなたが立ち会われたのか。ちょっと私、そういうことはよくわかりませんが、工事が完了したその日に完了検査するの。とりあえずそれ、完了検査に立ち会われたのはどなたとどなたか説明をしてください。

それから、１７日に完了検査をして１９日に支払ったということですが、それまでに、じゃあ、財務規則に基づいて支払手続をしてたんですか。おかしいです。普通は１７日に完了検査が終わってから起票するんでしょ、違いますか。これが、１７日に完了検査をして１９日に支払いをしたなんて、教育長、そんなこと通ると思いますか。でたらめですよ、ほんじゃ。じゃあ、その起票を出してくださいよ。会計室でもいいですから、そんなばかな話はない。１７日に完了検査が終わって、１９日に2，５７７万８，０００円払ったんですか。いつ起票したんですか。普通は完了検査が終わってからしか起票しないでしょう。2日後に払えるはずがないじゃないですか。声がだんだん大きくなって申しわけ

ないと思うけど、それで、当時の社会教育課長でもいいですわ、いつ起票したんですか。会計室、その資料を出してくださいよ。１７日に完了検査して、１９日に支払ったの、ほんとうに。今、教育長はそう答弁をしていますよ、そんなはずないでしょ。これ、資料の提出をしてください。

それから５８万円。ちょっと、ほかのことも言いたいですから、とりあえずその支払いは承服できませんので、なぜそうなったのか、今、資料の提出を求めます。議長、判断をお願いします。

前田議長　神辺教育次長。まず、資料の件と一緒に。

教育次長　鈴木議員のご質疑にお答えをさせていただきます。

資料の方につきましては後ほどですけども、今の経過について説明をさせていただきたいと思います。まず、完了検査に誰が立ち会ったのかというお尋ねですけども、それにつきましては担当課の課長、そのときに勤務をしておりました担当課長の岡村課長、それと職員で野瀬、そして私が、担当課１つの課だけで見るというのではどうかと思いましたので、私の方も一緒に寄せていただいて完了検査をさせていただきました。

工事自身につきましてはそれ以前に、はっきりした日はちょっとわかりませんけれども、１７日に終わったということではなくて、それ以前に終わって、検査をさせていただいたのが１７日だったというものです。ですから今鈴木議員がおっしゃったように、１７日に工事が終わって即完了検査したというものではないというところだけ、少しご理解いただきたいと思います。

それと支払いの方ですけれども、鈴木議員のおっしゃるとおりです。１７日に完了検査をして１９日に支払いができるのかというのは、確かにご指摘のとおりです。財務規則におきましては6日間の日程を置かなければいけませんから、そのことは重々承知ではありましたが、ご承知のように3月末に臨時議会を開催していただきまして、そこで補正予算、そして変更契約ということで、金額の変更と工期の変更ということをお認めいただきました。そのときに業者さんの方が、その工事を、豊栄のさと駐車場工事を完成させるための条件として、４月２０日までに町の方が支払いができるということならというのが、１つの条件がありまして、それで当時、どうしてもそのままの工事でとめるわけには、豊郷町としてはいけませんので、何とか完成をさせなければいけないと。そのことにつきましても、ただ4月２０日に代金をいただきたいということではなくて、それ以前に完了すれば検査もさせてもらって、通常の日数が確保できたかもわからないんですけれども、私どもの方の完了検査をする日が１７にしかとれなかったもので、そこが遅れたということは、私どもの大変申しわけ

なかったところと思っています。ただ、あのままの工事で置いてはおけない、何とかしなければいけないということで、業者の方に、無理をお願いして、豊郷町としてお願いをして、当時の担当の方が業者と約束した日でしたので、これについてはたがえるわけにはいかないなという思いから、財務規則の６日というのは承知しておりましたけれども、豊郷町として、せっかく業者さんがそこを真摯に受けていただいたものをまたたがえるということはできないと思い、１７日に担当課に伝票を起票し、即持ち回って、それぞれのところに無理を言って、１９日の支払いに至ったということです。

私どもも、鈴木議員のおっしゃるように、何もなければそんな支払いは当然しないところですけれども、豊郷町というものが約束した上で、そのことを放っておけないという思いがありましたので、申しわけありませんが、今回についてはそういう手立てをさせてもらったところです。

申しわけありません。

以上です。

鈴木議員　議長。

前田議長　よろしいですか。鈴木さん。

鈴木議員　１つの経過はわかりました、やっと。しかし、それで議会として了とするわけにはいかないと思います。そのことは重ねて申し上げておきます。突き詰めて言えば、あの工事をそのままにしておくことはできないので、４月２０日までに残りの分を業者にお支払いをするという条件というか、約束で、あの仕事をしてもらったというのは初めて私ども聞いたことです。これはまた後で、豊栄のさと駐車場については報告書を求めていますから、そちらの方で議論すればいいと思う。それが新しくわかったことです。

私が質問したのは、書面でしか私は見えませんので、書面で見ると工事の完了日が４月１７日になっているんです。今の神辺次長の説明を聞くと、書面は４月１７日なんですが、そういうことで進めていたので、書面上は４月１７日だったんだけど、実は早くからお支払いをするという約束で払ったんだという理解でいいわけですね。大まかでいいんですが、概要は。しかし、それはやっぱり、そういう事業の執行や予算の執行は、やはりきちんとコンプライアンスを守って、財務規則に従って執行するべきだということは指摘をしておきたいと思いますし、念のために、いつ起票されたのか資料の提出を求めておきます。

教育次長　議長。

前田議長　神辺教育次長。

教育次長　鈴木議員のご質疑にお答えさせていただきます。

資料につきましては、また会計管理者の方と、伝票の確認ということになるかと思いますので、そちらの方をお話しさせていただきます。それと伝票の、１７日以前に工事が完了ということで、しっかりした日は、ちょっと今、私は覚えておりませんけれども、先ほども申しましたが、１７日が完了日だったということではないということだけ、すいません、もう一度お願いします。

前田議長　ほかに質疑はありませんか。

議　　員　なし。

前田議長　ないようでありますから、これをもって質疑を終結いたします。

以上で、議第３２号の報告を終了いたします。

日程第９、議第３３号豊郷町印鑑条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長　議長。

前田議長　伊藤町長。

伊藤町長　議第３３号豊郷町印鑑条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。

本案は、住民サービスの向上を目的として、平成３０年１１月１日から新たに開始する証明書コンビニ交付サービスにおいて印鑑証明書の発行を行うため、条例の一部を改正するものであります。

個人番号カードの交付を受けた印鑑登録者が個人番号カードと暗証番号により民間事業者が設置する端末機であるコンビニのマルチコピー機から印鑑証明書の交付を受けるための手続について条文を加えるものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

前田議長　これより質疑を行います。質疑はありませんか。

議　　員　なし。

前田議長　ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

会議規則第３９条の規定により、議第３３号豊郷町印鑑条例の一部を改正する条例案を文教民生常任委員会に付託いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

議　　員　異議なし。

前田議長　ご異議なしと認めます。よって、議第３３号を文教民生常任委員会に付託することに決しました。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

日程第１０、議第３４号豊郷町放課後児童健全育成事業の設備および運営に

関する基準を定める条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長　議長。

前田議長　伊藤町長。

伊藤町長　議第３４号豊郷町放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。

本条例案につきましては、放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準（平成２６年厚生労働省省令６３号）の一部を改正する省令が本年３月３０日公布、４月１日施行され、放課後児童支援員となるための研修を受けることができる資格対象者について、一定の実務経験者で、市町村長が適当と認める者を加えるよう拡大が図れるとともに、学校の教諭となる資格を有する者についても規定の明確化が図られました。このことから、本町が定めております基準につきましても、所要の改正を行うため条例の一部を改正したく提案するものです。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

前田議長　これより質疑を行います。質疑はありませんか。

議　　員　なし。

前田議長　ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

会議規則第３９条の規定により、議第３４号豊郷町放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案についてを文教民生常任委員会に付託いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

議　　員　異議なし。

前田議長　ご異議なしと認めます。よって、議第３４号を文教民生常任委員会に付託することに決しました。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

日程第１１、議第３５号豊郷町特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長　議長。

前田議長　伊藤町長。

伊藤町長　議第３５号豊郷町特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。

本条例案につきましては、「就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な

提供の推進に関する法律」、平成１８年法律第７７号が一部改正され、この改正により同法第３条に新たに項が加えられたことから、第９項が第１１項へと項ずれになりました。このことから本町が定めております特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めた条例につきましても、根拠法令を示した文言を改めるため条例の一部を改正したく提案するものでございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

前田議長　これより質疑を行います。質疑はありませんか。

議　　員　なし。

前田議長　ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

会議規則第３９条の規定により、議第３５号豊郷町特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を文教民生常任委員会に付託いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

議　　員　異議なし。

前田議長　ご異議なしと認めます。よって、議第３５号を文教民生常任委員会に付託することに決しました。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

日程第１２、議第３６号豊郷スポーツ公園の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例案及び日程第１３、議第３７号豊郷町使用料および加入金の徴収に関する条例の一部を改正する条例案を一括議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長　議長。

前田議長　伊藤町長。

伊藤町長　議第３６号豊郷スポーツ公園の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例案ならびに議第３７号豊郷町使用料および加入金の徴収に関する条例の一部を改正する条例案を一括してご説明申し上げます。

議第３６号豊郷スポーツ公園の設置および管理運営に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、ご承知のとおり、豊郷スポーツ公園内のバンガローならびに管理棟を解体・除去いたしましたので、第２条第２項の表中「野外活動施設」の文言を削るものであります。また、議第３７号豊郷町使用料および加入金の徴収に関する条例の一部を改正する条例案につきましても、野外活動施設に係る関係部分を削るものでございます。いずれの条例案ともに、野外活動施設を解体・除去した現状に合わせて条例の一部改正を行うものでございます。

以上、議第３６号と議第３７号を一括してご説明申し上げました。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

前田議長　これより質疑を行います。質疑は一括して行います。質疑はありませんか。

議　　員　なし。

前田議長　ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

会議規則第３９条の規定により、議第３６号豊郷スポーツ公園の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例案及び議第３７号豊郷町使用料および加入金の徴収に関する条例の一部を改正する条例案を文教民生常任委員会に付託いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

議　　員　異議なし。

前田議長　ご異議なしと認めます。よって、議第３６号及び議第３７号を文教民生常任委員会に付託することに決しました。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

日程第１４、議第３８号平成３０年度豊郷町一般会計補正予算（第１号）から、日程第１９、議第４３号平成３０年度豊郷町水道事業会計補正予算（第１号）までを一括議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長　議長。

前田議長　伊藤町長。

伊藤町長　議第３８号平成３０年度豊郷町一般会計補正予算（第１号）及び議第３９号平成３０年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）から、議第４３号平成３０年度豊郷町水道事業会計補正予算（第１号）までの各会計補正予算について一括してご説明申し上げます。

まず、議第３８号平成３０年度豊郷町一般会計補正予算（第１号）についてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ６,４３５万５,０００円を追加し、歳入歳出予算総額を３９億５,６３５万５,０００円とするものでございます。

歳入では分担金及び負担金４９万６,０００円、県支出金３３５万9,０００円、繰入金５,８７０万円、諸収入１８０万円を追加するものであります。

次に歳出では、民生費１,４２１万３,０００円、農林水産業費３２４万５,０００円、土木費３,７３９万1,０００円、教育費１,４９１万1,０００円を追加し、議会費２１万円、総務費２０万８,０００円、衛生費４９８

万７，０００円を減額するものであります。

補正予算の主な内容を申し上げますと、歳入では款１４県支出金、目４農業費補助金について、経営体育成支援事業費補助金３３５万９，０００円。

款１９諸収入、総務費雑入について一般コミュニティ助成事業１８０万円を増額するものであります。

款１７繰入金、財政調整基金繰入金では、今回の補正予算に伴います歳入不足額３，０７１万円を財政調整基金から繰り入れにより一般財源に充てるものであります。また、町営住宅整備事業基金繰入金については、宮の西団地駐車場造成工事の財源対応として９６２万２，０００円を町営住宅整備事業基金から繰り入れを行うものであります。学校教育施設整備基金繰入金については、日栄小学校駐車場整備の財源対応として１，７８２万８，０００円を学校教育施設整備基金から繰り入れを行うものであります。

歳出では、款１議会費から款１０教育費までの各目におけます節２給料、節３職員手当等、節４共済費について、職員の異動等からの人事交流分の調整を行いまして計上したものであります。

款２総務費、目１０地域づくり推進事業費では、地域防災組織育成助成事業補助金１８０万円を、款３民生費、目２老人福祉費では、灯油等購入費助成金７１１万円を、目５人権対策費では、長池団地集会所横空き地整地工事１７７万３，０００円を、款６農林水産業費、目３農業振興費において経営体育成支援融資主体型事業費補助金３３５万９，０００円を、款８土木費、目２道路橋梁費においては、字要望道路整備事業費１９８万８，０００円、町道路整備事業費２，１４６万７，０００円、項４住宅費、目１公営住宅管理費において、宮の西団地駐車場造成工事１，０１５万１，０００円を計上したところであります。

款１０教育費、項２小学校費、目６日栄小学校整備費におきまして、日栄小学校駐車場整備としまして、工事費１，７３０万９，０００円及び管理委託料５１万９，０００円を計上したものであります。

次に、議第３９号平成３０年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）についてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ１１４万２，０００円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ８億５，７４２万１，０００円とするものでございます。

歳入では繰入金１１４万２，０００円を増額するもので、次に歳出では総務費１１４万２，０００円を増額するものであります。

補正予算の内容を申し上げますと、職員の人事異動等からの人事交流分の調

整を行い、給料、職員手当等、共済費について補正予算計上したものであります。

次に、議第４０号平成３０年度豊郷町下水道事業特別会計補正予算（第１号）についてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出予算それぞれ１７５万３，０００円を追加し、歳入歳出予算総額を３億１，９０９万３，０００円とするものでございます。

歳入では使用料及び手数料２万５，０００円、繰入金１７２万８，０００円を追加するものであります。

歳出では総務費１７４万２，０００円、下水道事業費１万１，０００円を追加するものであります。

補正予算の主な内容を申し上げますと、職員の人事異動等からの人事交流分の調整を行い、給料、職員手当等、共済費について補正予算計上したものであります。

次に、議第４１号平成３０年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算（第１号）についてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ８４３万４，０００円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ６億７，３６７万３，０００円とするものでございます。

歳入では繰入金８４３万４，０００円を追加するものであります。

次に、歳出では総務費８４２万６，０００円、地域支援事業費８，０００円を追加するものであります。

補正予算の内容を申し上げますと、職員の人事異動等からの人事交流分の調整を行い、給料、職員手当等、共済費について補正予算計上したものであります。

次に、議第４２号平成３０年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第１号）についてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ５万８，０００円を追加し、歳入歳出予算総額を６，６０１万８，０００円とするものでございます。

歳入では繰入金５万８，０００円を追加するもので、歳出では総務費５万８，０００円を追加するものであります。

補正予算の内容を申し上げますと、職員の人事異動等からの人事交流分の調整を行い、給料、職員手当等、共済費について補正予算計上したものであります。

次に、議第４３号平成３０年度豊郷町水道事業会計補正予算（第１号）についてご説明申し上げます。

第２条記載の収益的収入及び支出の予定額は、既定の収入額６４万２，０００円を減額し、収入総額を２億１，０３６万９，０００円、既定の支出額２７２万１，０００円を増額し、支出総額２億６，２５９万６，０００円とするものであります。

収入の内訳では営業外収益６４万２，０００円を減額し、支出の内訳は営業費用１２２万８，０００円、特別損失１４９万３，０００円を増額するものです。

第３条の議会の議決を経なければ流用することができない経費は、職員給与費１，９３９万８，０００円とし、第４条の他会計からの補助金については、職員給与費相当額を１，９３９万８，０００円と定めております。

以上、議第３８号から議第４３号まで一括してご説明を申し上げましたので、ご審議の上、ご議決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

前田議長　これより質疑を行います。質疑は一括して行います。質疑はありませんか。

今村議員　はい、１２番。

前田議長　今村さん。

今村議員　まず、議第３８号平成３０年度豊郷町一般会計補正予算（第１号）で、１２ページの款３民生費、項１社会福祉費、目５人権対策費で報償費、弁護士費用３０万円、節１５、工事請負費１７７万３，０００円、これはどういう中身なのか説明をお願いします。

続いて、１４ページの款６農林水産業費、項１農業費の中で目３農業振興費、節１９、負補交で３３５万９，０００円、経営体育成支援融資主体型事業費補助金というのが新たに上がっておりますが、これについてもどういう中身か説明をお願いします。

それから、１５ページの款８土木費、項２道路橋梁費、目２道路橋梁費、節１５、工事請負費２，３４５万５，０００円、字要望道路整備事業費が１９８万８，０００円、また、町道路整備事業費が２，１４６万７，０００円、これもどういう事業費なのか、内訳を説明してください。

そして１６ページの、款１０教育費、項１教育総務費の目３教育振興費、節２０扶助費で、豊郷町学校給食費助成事業９４万８，０００円、これにつきましてもどういう中身なのか説明をお願いいたします。

そして１７ページの項３中学校費、目１中学校管理費、節１１需用費の６０万５，０００円、修繕料、これについてもどういう修繕を中学校で考えておられるのか説明してください。そして１８ページのスポーツ公園施設費の中でも、

節１１需用費、修繕料６０万５，０００円、これもどういう修繕料なのか、中身を説明してください。

続いて、議第４０号平成３０年度豊郷町下水道事業特別会計補正予算（第１号）では、５ページの歳入の方で、目１下水道手数料、下水道手数料の督促手数料が２万５，０００円、これの内訳と款５繰入金、一般会計繰入金の人件費が１７２万８，０００円、一般会計から繰り入れしていますが、この臨時職員賃金ということで入ってきていますけれども、どういう臨時職員の増員なのか説明をお願いいたします。

それと、議第４３号平成３０年度豊郷町水道事業会計補正予算。この中で補正予算の収益的支出ということで２ページですね。２ページの款１水道事業費用、項１営業費用、目５減価償却費と目６資産減耗費というのが上がっておりますが、この有形固定資産減価償却費の７８万８，０００円、また、棚卸資産減耗費１７万４，０００円、これは、説明は書いてあるんですが、どういう中身で。

それと、先日三ツ池で火事があったんですけど、あの消火栓をつなぐ水道の仕切弁のところが非常にかたくてなかなか開かなかったということを、現地の人から聞いたんですけど、ああいうものの点検とかそういうのはどこがしていただけて、どういう形で確認をしているのか、その辺もちょっと説明していただけますか。お願いいたします。

人権政策課長　議長。

前田議長　小川人権政策課長。

人権政策課長　皆さん、おはようございます。それでは今村議員のご質疑にお答えいたします。

ページでいうと、一般会計の１２ページで報償費と工事請負費の中身についてのご質問でございました。中身につきましては３０万円が弁護士費用ということで、この弁護士費用につきましては、改良住宅の屋根防水工事に係る漏水事件が発生をしておりまして、これに対する業者ならびに設計士との損害賠償請求を行うということに対する弁護士の着手金ということで計上したものでございます。

続きまして、工事請負費の１７７万３，０００円につきましては、長池団地の集会所横の空き地を整地するための工事費ということで、除草、すきとり、整地工事を行う予算ということでございます。

以上です。

産業振興課長　議長。

前田議長　山田産業振興課長。

産業振興課長　今村議員の質疑にお答えいたします。

１４ページ、６、１、３、１９の経営体育成支援融資主体型事業費補助金についての中身ということでございましたので、こちらの方は担い手の方が農機具を導入する際に支援する事業でございます。事業の中身につきましては、事業費の１０分の３が補助率となっておりまして、今回、吉田地区で防除機の要望があったのと、八町地区で田植え機の要望がありましたので、今回補正で上げさせていただきました。

以上です。

地域整備課長　議長。

前田議長　山田地域整備課長。

地域整備課長　１２番、今村議員の質疑にお答えいたします。

１５ページ、８、２、２、１５、工事請負費の内訳ですけども、字要望道路整備事業費１９８万8,０００円につきましては、沢の中の里道に排水路を設ける工事でございます。町道路整備事業費につきましては高野瀬三津線の道路改良工事７６メートル、清崎安食西線道路改良工事２０５メートル、高野瀬三津線の方が８１１万８００円、清崎安食西線の方が1,４９７万６００円。あと、若宮神社横道線１号橋補修工事につきまして、当初1,３５５万1,３００円の見積もりをしておったんですけども、３月に設計が完了しまして、1,６４８万９８０円が必要になりましたので、２８５万7,６８０円の増額ということにさせていただいております。

以上です。

教育次長　議長。

前田議長　神辺教育次長。

教育次長　今村議員のご質疑にお答えさせていただきます。

議第３８号の１６ページです。教育費、教育総務費のところで教育振興費、学校給食費助成事業として９４万8,０００円の内容をということでしたけれども、こちらにつきましては、今年度から学校給食の無償化というのを実施しておりますが、豊郷町内の学校に通われている子供さんではない、豊郷に住んでおられて、ほかの学校に行っておられる方の給食費についても助成をさせていただこうということで、確か、事業のご説明をさせていただいていた段階では、今年度の給食費については１年遅れの来年４月、年度が変わってから３０年度の給食費を償還払いということで説明をさせていただいたかと思いますけれども、そうすると保護者の方のご負担が多くなるのではないかということから、そういう方々につきましても償還払いで対応するようにということで予算

措置をさせていただきたいということで、小学校で１１名、中学校で５名、そして途中、また変更等もあるかもわかりませんので、その分を少し見させていただきました。

続いて、１７ページの中学校費で需用費、修繕料６０万５，０００円ですけども、こちらにつきましては放送室の方がシロアリで床がひどくなっておりましたので、その部分を対応させていただきたいということでお願いをするものです。

以上です。

社会教育課長　議長。

前田議長　岡村社会教育課長。

社会教育課長　今村議員のご質疑にお答えさせていただきます。

私の方は１８ページのスポーツ公園施設費、需用費の修繕料６０万５，０００円になります。こちらにつきましては豊郷スポーツ公園の進入口、駐車場への入り口が、体育館側とテニスコート側の２カ所あるんですけども、それぞれに、夜間に車が進入できないようにポールを設置する費用、約１９万５，０００円であります。こちらにつきましては、近年、夜間に侵入され、ごみの散乱や花火を行った形跡が見られるなど、被害が増えてきているということで、車の進入だけでもとめたいということで計上させていただきました。

次に、残りの４１万円ですけども、こちらにつきましては体育館の裏側が死角になっておりますので、こちらに防犯カメラを１台設置させていただく費用を計上させていただいております。

以上です。

上下水道課長　議長。

前田議長　森本上下水道課長。

上下水道課長　それでは、今村議員のご質疑にお答えをいたします。

まず初めに、議第４０号の下水道事業特別会計補正予算の方からご説明いたします。５ページの款２、目１の下水道手数料でございます。これにつきましては、当初予算では予算額を１，０００円と見させていただきました。この額については、できるならこの督促手数料については増えない方がいいという考え方を持ってやっておりました。しかしながら、４月時点において、この手数料が２１件といった実績が今現在出てきております。そういったことから、督促手数料１００円に対して、２１件の年間分を見させていただくということから、今回補正をさせていただきました。

次の、款５の繰入金でございます。これにつきましては先ほどおっしゃって

いただきましたように臨時職員と、どの職員というご質問でありました。これにつきましては以前から上下水道課に配属されている臨時職員さんということでございます。今年度についても配属があったという観点から補正をさせていただいております。

次に、議第４３号でございます。水道事業会計補正予算の方をご説明させていただきます。２ページになります。２ページの款１水道事業費用ということで、目の減価償却費ならびに資産減耗費ということでお聞きをいただいております。

まず、１点目の減価償却費につきましては、平成２９年度に浄水場の機器更新といったことで、水道の水質計器灯の交換をさせていただきました。その後、この２９年度末におきまして、新たに取得した資産ということで資産計上をさせていただきました。このことから、当初予算で見込んでおりました減価償却費が増となったということから今回補正をさせていただいております。

次の資産減耗費でございます。これにつきましては、いわゆる貯蔵品といわれるものになります。この貯蔵品については旧の会計、簡易水道事業から現在の水道事業の方に引き継いだ貯蔵品になっております。その中でも、説明のところに書いております仕切弁のふたとか、これについては道路に設置されているものなんですが、それとあわせて消火栓設備についても貯蔵品として保管しておりました。そういったことで本町が仕切弁の点検をした際に、もし、そういったものが破損とかさびついているとかといったことで、動かない状況であるといった場合に使用をしたということから、今回資産減耗費として上げさせていただいております。

それともう１点なんですが、この点検はどこがしているのかというご質問をいただいておりました。１点につきましては、本町が工事をしたりとか、また、そういったときの仕切弁のあけ閉めなどによって点検している部分もありますけども、基本的には消防の方で点検をされているというふうに上下水道課では考えているところであります。しかしながら、そういったことで不備があったという場合については、上下水道課に連絡をいただいたりとかして、総務課と協議をした上でこれについては改善をしていくというふうに進めているところであります。

以上です。

前田議長　ほかに質疑はありませんか。

鈴木議員　議長。

前田議長　鈴木さん。

鈴木議員　まず、第３８号の平成３０年度豊郷町一般会計補正予算ですが、ちょっと教えていただきたいのは、４ページの債務負担行為の補正で、会計年度任用職員対応事業委託とあるんですが、この事業の中身、内容をちょっと教えていただければと思います。初めて聞いたような気がします。

それから、１０ページの総務費の一般管理費の賃金で、臨時職員賃金が７３万７，０００円減額されていますので、その理由の説明をお願いしたいと思います。それから１２ページですが、先ほど人権対策費の弁護士費用のことで損害賠償請求を起こすというような説明だったと思いますので、どういう事案になっているのか説明をお願いしたいと思います。

それから１３ページの愛里保育園の施設費の賃金ですが、おそらく保育士さんの確保だと思うんですが、今、保育士の確保というのはどこの自治体でも焦眉の課題になっているというのはそのとおりですが、できればきちんと正規職員で採用されないのかなという思いがあるんですが、これが臨時職員ということで提案されていますので、こういう方ができれば正規職員にならないのかなという思いがあるのですが、それで、この方を含めて臨時職員が今全体で何名おられるのか、説明だけお願いします。

それから、第４３号平成３０年度豊郷町水道事業会計補正予算ですが、この過年度損益修正額については全協でも説明をいただきました。本来、そのアパートの一棟で請求しなければならないのを、その入居している各戸で請求をしていたというので説明を受けたんですが、そういう契約が最初からあったのかどうかよくわからないのですが、そういう契約になっているところが、まだほかにもあるのかどうか教えていただければと。それからよくわからないのが、そういう個人が各戸、そのアパートに入っている、例えば１０戸あったとしたら１０戸の方それぞれ支払うというのが本来かなと思うんですが、個人的にですよ。このアパートで、１棟で請求するというのは、もう少しわからないところがありまして、その辺のところの説明をお願いできればと思います。

以上です。

総務課長　議長。

前田議長　北川総務課長。

総務課長　おはようございます。それでは私の方から鈴木議員のご質疑にお答えしたいと思います。

まず議第３８号一般会計補正予算、４ページの債務負担行為、会計年度任用職員対応事業の７７７万６，０００円についてご説明を申し上げます。会計年度任用職員制度と申しますのは、平成２９年５月に地方公務員法及び地方自治法

の一部が改正されました。その中で、今後、各自治体におきましては業務そのものの見直し、また、業務遂行体制の見直しというところで、いろいろな事業の適正化を図る、そして、それの適正なる人材確保に努めるということから、一般職員とともに臨時職員の対応についての検討をするというふうになったところでございます。それに伴います本町での業務の見直し等を、コンサル委託をしていきたいという思いでの計上でございます。

続きまして１０ページでございます。１０ページの臨時職員の減額のところでございます。臨時職員賃金の７３万７，０００円の減額でございます。ここの賃金に関しましては、当初８名の臨時職員の部分の予算を計上しておったところでございますけれども、１名分を正職員で賄いましたところ７名に減額ということで１名分の減額と、それと新たに１名、フルタイムではございませんが、週３回の臨時職員を採用し、その部分の相殺をさせていただきまして、７３万７，０００円の減額とさせていただいたところでございます。そして、臨時職員の数でございますけれども、現在のところ臨時職員は４９名というふうになっておるところでございます。

以上でございます。

人権政策課長　議長。

前田議長　小川人権政策課長。

人権政策課長　それでは一般会計の１２ページ、報償費の弁護士費用３０万円の中身について、損害賠償請求を行うということですので、中身は何かというご質問でございましたので、お答えいたします。

この問題につきましては、平成２５年に屋根の防水工事を行いまして、その中で１０年間の保証期間というのが契約書にうたわれております。その中で１０年間保証してくれるというふうに町は考えておったわけなんですが、契約書の中に、一部除外規定というものがございまして、こういう部分の漏水があった場合には保証の対象外ですよというふうな業者からの説明がありました。ただ、その部分について、町に対して一切そういう除外規定があるというような説明がなかったのではないかということで、業者と、また設計士等を呼びましていろいろ話を聞いたんですけれども、なかなか両者とも、責任の持ち方がはっきりしないということがございましたので、今回弁護士さんに相談をいたしましたところ、やはり両者を交えて、町を踏まえた三者で、一応、損害賠償請求の中で責任の度合いをはっきりしたらどうかという話がございましたので、今回、弁護士を頼みまして損害賠償請求を行うということになったものでございます。そのための着手金でございます。

以上です。

教育次長　議長。

前田議長　神辺教育次長。

教育次長　鈴木議員のご質疑にお答えさせていただきます。

議第３８号の１３ページで、愛里保育園の部分で賃金１４５万６，０００円の増額をお願いしておる部分ですけれども、これは鈴木議員のおっしゃるとおり、正規職員でというふうな思いを言っていただくのはそのとおりかと思います。

今回の補正につきましては、その正規職員が産休・育休に入ることから、そのかわりに入っていただく保育士さんをということで必要になりましたので、臨時職員という形での１名の補正を上げさせていただいたところです。正規職員の人数につきましては、正規職員、嘱託職員、臨時職員とあるんですが、今、しっかりした数字を私は持っておりませんでしたので、これにつきましては委員会で報告させていただきます。

以上です。

上下水道課長　議長。

前田議長　森本上下水道課長。

上下水道課長　それでは、鈴木議員のご質疑にお答えをいたします。

まず１点目の、本町において、今のように１つのメーターでという場合と、それと個々のメーターでいう場合がほかにあるのかどうかというご質疑をいただきましたので、これについては「ある」というふうに認識をしております。しかしながら、今、本町の状況を見ていますと、新たに建てていくアパートとかにつきましては、ほぼ１つのメーターで契約するという方が多くなっています。というのは、本町の簡易水道事業が進められている中で、過去ですと、逆に各家庭に１戸１戸付けているように、各部屋ごとにメーターをつけていたという契約をしているところがあります。そこにつきましては本町の検針員がそれぞれの、各部屋のところで検針をしている状況があるというのがまず１つでございます。

そしてもう１つの、１個のメーターでといった方なんですけども、これにつきましては、各家庭ですとほとんど取り出しが２０ミリということで、２センチぐらいの取り出しをしているわけですけども、大きいところにつきましては７５ミリとかいった、大きい口径のメーターをつけさせていただいております。そのメーターを本町と契約をいただいて、各部屋に分岐して送っていると。

私が把握している内容でいきますと、本町との契約としてはこの大きなメーターとの契約ですので、大きなメーターが回った分を請求させていただいてい

ると。しかしながら、状況によっては、その建物自体でいきますと、各部屋にも小さなメーターをつけているところもあるということは知っているところであります。先ほどご質問いただいております徴収方法のところなんですけども、各部屋のメーターに、大きなメーターで本町と契約をしていて、各部屋のメーターを大家さんとか管理会社が見ているといった状況については、各部屋を請求している場合もありますし、また、例えば管理会社さんが入っている場合ですと、家賃に込みで居住者さんと契約をされている場合がありますので、一概にどの契約ということはないんですけども、最近の傾向から見ますと、本町と契約をしている場合は大きなメーターを１個で契約している方が逆に多くなっているということでございます。

以上です。

鈴木議員　議長。

前田議長　鈴木さん。

鈴木議員　１点だけですけど、その損害賠償請求額というのは、こちらが請求する額は、弁護士さんと相談されて幾らになっているのか、もし決まっているのであれば教えていただきたい。

それから水道の件ですけど、そういう過誤請求があって是正されたと、そういうところがほかにもあるんですかと聞いたら、今、課長「あると認識してます」とおっしゃったんです。多分、そういうことがあったので、これからそういうことのないように点検されたと思うんですよ。「あると認識してます」と言ったので、幾つその施設があったのか。聞きたかったのはそれなんです。そういうことのないように点検されたと思うので、あると認識しているというんじゃなしに、幾つというか、どれだけの建物がそういう形態になっているのか、その点だけ教えていただければと思います。

人権政策課長　議長。

前田議長　小川人権政策課長。

人権政策課長　はい、全員協議会等でも報告させていただいておりますように、今回の損害賠償請求の中身なんですけども、金額なんですけれども、現在進行中でございまして、既に工事が終わったところもありますし、今現在まだ漏水の修理を行っているところもあるということで、それを踏まえて責任の度合いをはっきりした上で、全体の額はこれだけ、そのうち業者なり設計士が幾らずつ払うとか、そういう形の話になってこようと思いますので、まだ現在進行中でございますので、確定はしておりません。

以上です。

上下水道課長　議長。

前田議長　森本上下水道課長。

上下水道課長　それでは鈴木議員のご質疑にお答えをいたします。

現在、資料を持っていなかったので、あるかないか答えさせていただきました。申しわけありません、これについては後ほどまたお答えをさせていただきたいと思いますので、ご理解よろしくお願いいたします。

前田議長　ほかに質疑はありませんか。

議　　員　なし。

前田議長　ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

会議規則第３９条の規定により、議第３８号平成３０年度豊郷町一般会計補正予算（第１号）を予算決算常任委員会に、議第３９号平成３０年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）、議第４１号平成３０年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算（第１号）、議第４２号平成３０年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第１号）を文教民生常任委員会に、議第４０号平成３０年度豊郷町下水道事業特別会計補正予算（第１号）、議第４３号平成３０年度豊郷町水道事業会計補正予算（第１号）を総務産業建設常任委員会に付託したいと思いますが、これに異議ありませんか。

議　　員　異議なし。

前田議長　異議なしと認めます。よって、議第３８号平成３０年度豊郷町一般会計補正予算（第１号）を予算決算常任委員会に、議第３９号平成３０年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）、議第４１号平成３０年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算（第１号）、議第４２号平成３０年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第１号）を文教民生常任委員会に。議第４０号平成３０年度豊郷町下水道事業特別会計補正予算（第１号）、議第４３号平成３０年度豊郷町水道事業会計補正予算（第１号）を総務産業建設常任委員会に付託することに決しました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

日程第２０、発議第１号議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

発議第１号、議員派遣については、議員が議会を代表し、一部や全員で研修会や会議に参加する場合には議会の議決が必要ですので、提案するものでございます。

お手元に配付の議員派遣の件のとおり実施いたしたいと思います。ご異議ありませんか。

議　　員　異議なし。

前田議長　異議なしと認めます。したがって、発議第１号、議員派遣についてはお手元に配付しましたとおり派遣することに決しました。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本定例会会期中の日程は、お手元に配付の日程表により審議されるよう、よろしくお願いいたします。

本日はこれをもって散会いたします。ご苦労さまでした。

（午前１０時２７分　散会）